

宿泊施設における受動喫煙対策について
十川 卓也 (競技スポーツ学科 トレーニング健康コース)
指導教員 高橋 正行

キーワード：受動喫煙, 宿泊施設, 禁煙

1. 緒言

ホテル・旅館などの宿泊施設は観光産業において重要な存在である。受動喫煙が身体に大きな健康被害をもたらすことは事実となっている。宿泊施設における受動喫煙対策として制定されているのが、2003年5月より「健康増進法」が施行され宿泊施設などの公共施設において、管理者が受動喫煙を防止するための対策に努めるように義務付けられている。また2010年4月に神奈川県で施行された「公共施設における受動喫煙防止条例」、2012年3月に兵庫県で施行された「受動喫煙の防止等に関する条例」がある。しかしこれらには罰則規定がないため喫煙可能な宿泊施設が多く受動喫煙によって身体に多くの被害をこうむっているのが現状である。

今回の調査では、京都府は国際観光都市として大きな役割を担っていて、大阪府はビジネスマンが多くの利用をすることから、京都府と大阪府の宿泊施設における受動喫煙対策の実施状況を調べることを目的とした。

2. 研究方法

京都府、大阪府における宿泊施設(ホテル・旅館)合計40施設を対象にアンケート調査を実施した。アンケートの送付・回収ともに郵送にて行った。調査票の記載は文書にて宿泊施設の責任者などに依頼し、質問紙調査を行った。

3. 考察

京都府・大阪府のホテル・旅館において客室、客室フロアについてはほとんどが受動喫煙対策を行っていると考えられる。そのかわり、宴会場・飲食店における受動喫煙対策があまりなされていないことがわかり、禁煙の宴会場・飲食店を提供することが必要であると考えられる。

4. まとめ

京都府・大阪府のホテル・旅館において客室、客室フロアについてはほとんどが受動喫煙対策を行っていると考えられる。そのかわり、宴会場・飲食店における受動喫煙対策があまりなされていないことがわかり、禁煙の宴会場・飲食店を提供することが必要であると考えられる。

引用・参考文献

北田雅子, 秦温信, 宇加江進(2010): 日本国内の宿泊施設における受動喫煙対策の現状と課題. 日本禁煙学会雑誌. 第5巻第2号. 33-42.

福田栄治(2014): 第71回日本公衆衛生学会総会参加者を通じた宿泊施設および飲食店の禁煙状況等に関する調査. 禁煙科学8巻. 1-5